

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年10月7日

内閣総理大臣 殿

長野県知事 田中康夫

青木村長 宮原 毅

平成15年5月23日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項
別記のとおり

2. 変更事項の内容
別記のとおり

1. 変更事項

(1) 構造改革特別区域計画のうち以下の事項

4 構造改革特別区域の特性
5 構造改革特別区域の意義
6 構造改革特別区域計画の目標
7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
8 特定事業の名称
9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(2) 別紙

別紙（特定事業番号707）の追加

2. 変更事項の内容

4 構造改革特別区域の特性

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p>農業従事者の高齢化や兼業化により、今後担い手が減少する中、地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るために、遊休農地の解消は大きな課題であるが、担い手への利用集積だけでは限界があり、都市住民の活用や新規就農者の確保など多様な担い手の新たな参入による農地の保全と有効活用を図っていくことが重要である。<u>また個性ある地域の発展を目指すうえで、グリーン・ツーリズムを積極的に推進し、観光分野での旅館組合、あおきふるさと体験館、観光協会等と協力し、特に農家民宿等との連携を大事にしながら新たな誘客事業を展開して都市部との繋がりを強めていくことも重要となっている。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>農業従事者の高齢化や兼業化により、今後担い手が減少する中、地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るために、遊休農地の解消は大きな課題であるが、担い手への利用集積だけでは限界があり、都市住民の活用や新規就農者の確保など多様な担い手の新たな参入による農地の保全と有効活用を図っていくことが重要である。</p> <p>(略)</p>

5 構造改革特別区域の意義

変更後	変更前
<p>青木村において、今後、遊休農地の増加が一層懸念される中で、構造改革特別区域法における農地法の特例（1002）の特例措置の適用により、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外に拡大し、村内に散在する遊休農地等を市民農園として都市住民等に貸し付けることにより、都市農村交流による農地の有効活用が図られる。</p> <p>（略）</p> <p>また、<u>健康的・文化的な観光立村の面からも、個性ある都市住民の誘致を考慮するうえで、構造改革特別区域法による酒税法の特例（707）の特例措置を有意義に活用することにより、信州青木村の濁酒を堪能していただき、来てよかった、来てもらってよかったと思える都市交流を進めていきます。</u></p> <p><u>更に四季折々の交流メニューとして地域特産物であるそばの刈り取りツアー、農園のPRを兼ねたそば祭り等の交流イベントを通じて、都市住民等が村内住民とのふれあいを深め、農業への理解を高めるとともに地域の活性化や当村における新規就農者の確保につながることができます。</u></p> <p>この<u>市民農園の開設における事業の成果は、単に遊休農地の解消だけではなく、交流を通じた地域の活性化や新規就農者の確保を図ることが期待でき、今後の遊休農地対策の手法として、全国的な波及が期待され、濁酒の製造事業では、都市住民の方々が「信州青木村」を心のふるさととして訪れていた</u>だけ、<u>村づくりを推進していきたい。</u></p>	<p>青木村において、今後、遊休農地の増加が一層懸念される中で、構造改革特別区域法第23条の特例措置の適用により、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外に拡大し、村内に散在する遊休農地等を市民農園として都市住民等に貸し付けることにより、都市農村交流による農地の有効活用が図られる。</p> <p>（略）</p> <p>また、きめ細かな営農指導や地域特産物であるそばの刈り取りツアー、農園のPRを兼ねたそば祭り等の交流イベントを通じて、都市住民等が村内住民とのふれあいを深め、農業への理解を高めるとともに地域の活性化や当村における新規就農者の確保につながる</p> <p>この事業の成果は、単に遊休農地の解消だけではなく、交流を通じた地域の活性化や新規就農者の確保を図ることが期待でき、今後の遊休農地対策の手法として、全国的な波及が期待される。</p>

6 構造改革特別区域計画の目標

変更後	変更前
<p>(1) <u>構造改革特別区域法における農地法の特例(1002)の特例措置を適用した特定事業の導入により、遊休農地や耕作者が高齢であって遊休化の恐れのある農地について、市民農園の開設など多様な利活用の拡大を図り、さらに同法による酒税法の特例(707)による地元農家が自ら栽培した米等を利用して製造した濁酒を宿泊者等に提供することにより、個性ある都市交流として、市民農園での農作業も含め自然豊かな田舎らしさ、ゆっくりくつろぐ空間の演出として、青木村からのおもてなし、思いやりを感じて頂きながら、都市農村交流による地域活性化を促進する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 構造改革特別区域法第23条の特例措置を適用した特定事業の導入により、遊休農地や耕作者が高齢であって遊休化の恐れのある農地について、市民農園の開設など多様な利活用の拡大を図り、都市農村交流による地域活性化を促進する。</p> <p>(略)</p>

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

変更後	変更前
<p>(1) <u>都市住民等との交流促進</u> 市民農園の開設等、<u>農家民宿等による濁酒の提供により、地域住民と都市住民等との交流による地域づくりが図られる。当市民農園開設による都市農村交流人口の増加は年間1,350人と見込まれ、うち300人は現在農家民宿等の年間宿泊者が3,000人おり濁酒の提供により更に増加が見込まれる。一般農家でも地域の活力のために農業体験を取り入れた民宿等を検討しているところでもあり、魅力ある戦略として濁酒の製造</u></p>	<p>(1) <u>都市住民等との交流促進</u> 市民農園の開設等により、地域住民と都市住民等との交流による地域づくりが図られる。当市民農園開設による都市農村交流人口の増加は、年間1,050人と見込まれる。</p>

<p>も考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>・交流人口増加</p> <p><u>市民農園開設による増加</u></p> <p>1,050人増加：1区画(1世帯)3.5人×年間6回×50区画</p> <p><u>農家民宿等により濁酒の提供による増加</u></p> <p>300人増加：酒類製造免許取得農業者1軒</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>・交流人口増加</p> <p>1,050人増加：1区画(1世帯)3.5人×年間6回×50区画</p> <p>(略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

8 特定事業の名称

変更後	変更前
<p>(1) 1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業</p> <p>(2) 707 特定農業者による濁酒の製造事業</p>	<p>地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業</p>

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

変更後	変更前
<p>事業の推進にあたり、県及び村の役割を踏まえながら積極的に次の事業展開を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>グリーン・ツーリズム推進事業</u></p> <p><u>特区内における農家民宿等をグリーン・ツーリズムの担い手とし、村内の旅館組合、村観光協会、村建設産業課、あおきふるさと体験館で協力し、農作業体験メニューの開発を進め、四季折々の個性ある誘客を図る。</u></p>	<p>事業の推進にあたり、県及び村の役割を踏まえながら積極的に次の事業展開を図る。</p> <p>(略)</p>

別 紙

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

青木村都市農村交流特区内で農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区変更認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

青木村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者等に提供することで、信州の旅・青木村への旅の付加価値を付け従来訪れた人々もリピーターとして、また新たな都市住民も濁酒への魅力を体感するために当地に訪問することにより活性化が図られる。同時に市民農園の農作業も体験し心身ともに充実した、地元住民・都市住民のライフプランの一助として期待できる。

5 当該規制の特例措置の内容

グリーン・ツーリズムは日本各地で展開され、都市農村交流人口の増加、いいては定住者の増加、地域活性化が期待され事業が進められている。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。当村でもグリーン・ツーリズム事業の柱となる農家民宿、体験交流施設等において、当地の農産物を原料とした濁酒を提供することにより農家民宿等のサービスの向上と、濁酒をきっかけとした都市農

村交流の拡大を図るとともに地産地消を推進し、かつ都市住民と地元農家との「こころ」の交流により、「信州青木村」が癒しの地として魅力あふれる場所とするためにも、当該特例措置の適用が必要になります。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされます。